

# 子どもが来庁しない場合の本人確認書類について

- 子どもが来庁しない場合（親への代理交付等）の子どもの本人確認書類は以下のとおりであり、基本的には母子手帳と資格確認書（健康保険証）によって対応可能。

申請場面	本人確認書類（例）
1歳未満の者	
出生届と同時申請 （申請時本人出頭不要）	出生証明書（出生届様式と一体化済）
出生届と別に申請	母子手帳 + 資格確認書（健康保険証）
顔写真なしカードのため 顔写真付きの本人確認書類は不要	
1歳以上～18歳未満の者	
新規取得の場合	親が撮影した子どもの顔写真 + 母子手帳 + 資格確認書（健康保険証） （顔写真証明書の作成に用いる）
更新	
顔写真付きマイナンバーカードを もっている場合	マイナンバーカード + 母子手帳
顔写真なしマイナンバーカードを もっている場合	マイナンバーカード + 親が撮影した子どもの顔写真 + 母子手帳 （顔写真証明書の作成に用いる）

※ 母子手帳や資格確認書（健康保険証）に代えて、小児医療費受給者証、子ども名義の預金通帳、学生証を用いることも可能。

（参考）親の本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付き本人確認書類

マイナンバーカードの場合は暗証番号の入力、運転免許証やパスポートの場合は住民基本台帳の記載事項の聴聞を行うことで、一点での本人確認が可能。